

大口町廃棄物減量等推進員設置要綱

(目的)

第1条 環境行政の円滑な運営、廃棄物減量等に関する町民の自主的な共同活動の促進を図るため、町長の指定する区域ごとに大口町廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 推進員は、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 推進員の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃棄物減量の知識の普及に関する事。
- (2) 廃棄物減量をするための施策への協力に関する事。
- (3) 廃棄物の分別収集推進に関する事。
- (4) 環境事務の連絡に関する事。
- (5) 関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (6) 環境面における指導監視に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めて委嘱した事務の処理に関する事。

(服務)

第5条 推進員は、その職務を行うにあたっては、公正を旨とし、住民の不信を受けることのないように努めなければならない。

(報償)

第6条 推進員の報償の額は、年額12,400円とする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長

が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町告示第47号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日 大口町告示第29号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。